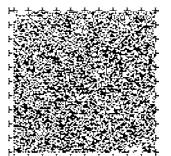


◆第3章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の総合的な展開

「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本理念、基本的方向性に基づき、分野別の大項目、施策別の中項目、事業別の小項目を設定しました。施策体系に沿って現状と課題の分析を行い、今後の方向性と主な取組みや主な事業展開を定め、総合的に展開します。また、評価・検証や進行管理については、PDCAサイクルに基づき、年1回以上その実績を把握し、国や都の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら評価・検証を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。



大項目Ⅰ 生活（くらし）

大項目「生活（くらし）」は、障害者やその家族の生活を支える「生活支援（せいかつ）」や、健康づくりや医療との連携などの「保健・医療（けんこう）」、居住支援やユニバーサルデザインなど、「生活環境（まちとすまい）」に関わる3つの中項目にまとめ、12の小項目で構成しています。

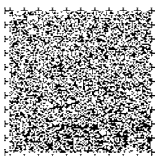
中項目1. 生活支援（せいかつ）

【現状と課題】

- 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する居住の支援やサービス提供体制のあり方が課題となっています。平成26年に実施した世田谷区障害者（児）実態調査（以下「障害者（児）実態調査」）でも、年齢が高いほど障害が重複している割合も高くなっていました。また、介護保険の要介護認定を受けている高齢障害者も増えています。介護が必要な障害者グループホームの入居者が、介護保険の居宅介護サービス等を利用することや介護職員等による医療的ケアの提供について国の動向を注視していく必要があります。
- 障害者が入所施設や精神科病院等から地域での生活へ移行するため、指定一般相談支援事業者は地域移行・地域定着支援の取組みを行っていますが、実績は伸びていません。地域移行を促進するためには、相談支援の体制や日中活動の場づくりを進めるとともに、地域全体が、障害者を理解し、受け入れていくことが必要です。
- 障害者が自己選択・自己決定により地域で暮らすためには、一人ひとりの状況に合わせて、居住支援（住まいの確保）と地域支援（日常生活の支援）とを、コーディネートしていく必要があります。
- 特別支援学校卒業後や地域生活への移行後に、本人の希望にあった日中活動の場を確保することが必要です。
- 障害者が安全で質の高い保健福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に向けた取組みを推進していく必要があります。

【今後の方向性】

- 障害者が日常生活又は社会生活を送る際に、障害の重度化・重複化、高齢化等、個々のニーズ及び実態に応じて実施する在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 日中活動の場となる基盤の計画的な整備を進めるとともに、相談支援事業者をはじめとする障害福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図り、地域の様々な資源を活用したサービスを提供することにより、住み慣れた地域での自分らしい生活を支えていきます。



- 障害者の動作や移動を支援する介護ロボットや、IT 等の先進的な技術の活用による、自立支援の促進、スポーツ・文化活動等への参加を含めた生活圏域の拡大に向けて検討を行います。
- 事業者への指導助言、第三者評価の受審促進、区民への情報提供の充実等により、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

【主な取組み】

(1) 在宅サービスの充実

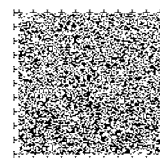
- 障害者の自立支援と介護者の負担軽減のために、在宅サービスの充実を図ります。
- 障害の重度化、高齢化に対応できるよう、介護が必要なグループホーム入居者を支援します。
- 医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、訪問看護ステーションの活用など必要なサービスの充実に努めます。
- 介護ロボットや IT 等の先進的な技術について、福祉用具への活用や普及促進等を図ります。

主な事業展開：障害者総合支援法に基づく訪問系サービスの充実、短期入所施設の確保・運営支援の充実、訪問入浴サービス等在宅サービスによる日常生活支援の充実、手話通訳者・要約筆記者の派遣、先進的技術を活用した自立支援の促進

(2) 地域移行の促進

- 地域移行のニーズ把握に努めるとともに、地域における支援体制の整備、生活の場の確保に取り組み、施設等から地域での生活へ移行できるようにします。
- 都立梅ヶ丘病院跡地を活用して整備する「梅ヶ丘拠点」（23ページ参照）において、障害者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるため、相談からサービス提供に至る一体的かつ総合的な施設を整備します。

主な事業展開：障害者入所（地域生活支援型）施設の整備、相談支援体制の充実（→中項目8「安全・安心」参照）、地域自立生活エンパワメント事業の推進、自立支援協議会地域移行部会での検討、グループホーム整備促進、新たな住まい方の検討



(3) 日中活動の充実

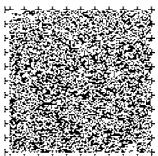
- 障害者の希望や障害種別、特性に合わせた日中活動の場を確保するため、計画的に施設の整備・改修を実施していきます。
- 障害者の保健・休養、交流、健康づくり、社会参加の場となるよう、障害者休養ホームひまわり荘の活用を図ります。

主な事業展開：日中活動の場の整備・改修の推進、障害者休養ホームひまわり荘活用の促進

(4) サービスの質の向上

- 保健福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援、区民への情報提供等を進めます。

主な事業展開：第三者評価の受審促進、区民への情報提供の充実、事業者指導の実施、事業者連絡会等における情報提供



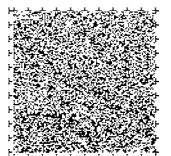
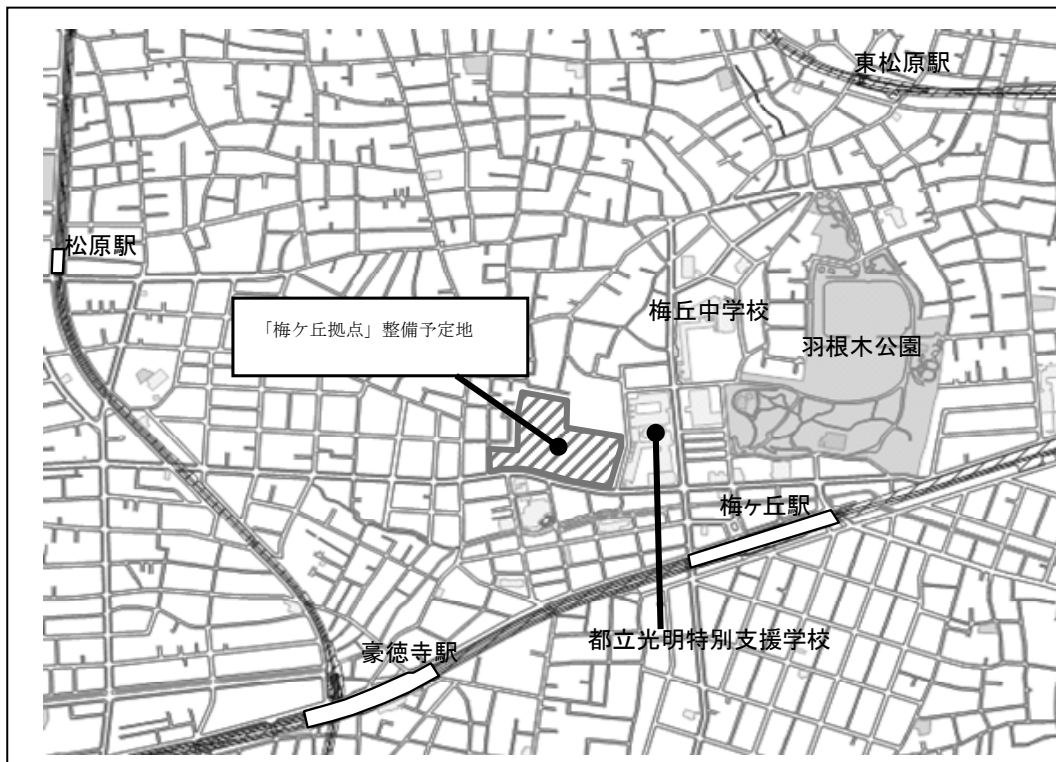
コラム 「梅ヶ丘拠点」の整備についてー平成31年度開設予定ー

区では、区民の在宅生活を支えるため、都立梅ヶ丘病院跡地の一部を活用し、地域でのサービスをバックアップするとともに、先駆的な取り組みによりリードしていく全区的な保健医療福祉の拠点である「梅ヶ丘拠点」の整備を進めています。

この梅ヶ丘拠点は、公民連携により「相談支援・人材育成機能」、「健康を守り、創造する機能」、「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」、「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」の4つの拠点機能を一体的に整備し、相互に連携することで、専門性の集積による新たなサービスモデルの創出や、地域でのサービス提供を支える専門人材の育成や情報発信等を行う、総合的な保健医療福祉の拠点をめざしています。

「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」として、施設入所支援（地域生活支援型）、生活介護、自立訓練、短期入所、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、基幹相談支援センター、相談支援事業所等を整備する予定です。

整備にあたっては、環境負荷の低減や災害時対応、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めるとともに、拠点機能の発揮に併せ世代や障害の有無等を超えた多様な交流の創造を図ることとしています。



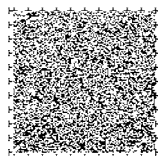
中項目2. 保健・医療（けんこう）

【現状と課題】

- 予防を広くとらえ、健診・検診の受診率の向上や生活習慣病予防など直接的予防事業だけでなく、生涯を通じた健康づくりやまちづくりを目的とした様々な社会資源をも活用して、区全体で障害による活動性の低下等が原因で発生する疾病や二次障害等を予防する取組みを推進する必要があります。
- 障害者（児）実態調査では、過去1年間に健康診断を「受けていない」という障害者（児）が約3割で、精神障害、高次脳機能障害、難病の方にその割合が高くなっており、障害者が健康維持に取り組めるよう、情報の提供や健診を受けやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 障害の状況や段階に応じて、自立した日常生活が営まれるよう、リハビリテーションを細やかに進めていくことも重要です。
- 障害に対する不安・誤解・偏見を取り除くために、医療機関と連携し妊娠期から正しい情報提供を行い、障害についての理解を促進する必要があります。
- 障害者に関する医療と福祉の連携（在宅療養支援）については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者等の参画する医療連携推進協議会等で検討を進めています。障害者（児）実態調査でかかりつけ医療機関があるという障害者（児）は約9割に達していますが、障害者の医療的ケアへの対応、施設から在宅生活への移行、在宅での療養支援、難病患者等に対する制度の拡大等を踏まえ、保健・医療・福祉サービスの提供を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- 総合福祉センターは、発達に遅れや障害のある子どもの支援機関として、乳幼児健診等を契機とした相談や療育を通じて、子どもの発達支援と保護者に対して気づきや受容を促すなどの役割を担ってきました。梅ヶ丘拠点への機能移行を見据え、乳幼児健診後のフォロー体制を強化していく必要があります。

【今後の方向性】

- 生活習慣病や各種疾病の重症化予防や早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図ります。
- 障害者が心身の機能の維持回復を図り、生活の質を高めることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。
- 障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉が連携し、サービスを必要なときに適切に受けられることができるよう、支援体制の構築に取り組みます。
- 障害の特性に応じて、特に予防的な視点による相談対応や適切なコーディネート、病状悪化時や治療中断時の医療との連携などが必要とされる分野においては、よりスムーズに支援が行えるよう、体制づくりを推進します。



○子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診後のフォロー体制を拡充するなど、早期に必要な支援につながる仕組みの強化に取り組みます。

【主な取組み】

(1) 予防の充実

○障害による活動性の低下等が原因で発生する疾病などを予防するため、健診・検診の受診率の向上や生活習慣病等の予防を推進します。

主な事業展開：介護予防施策の推進、生活習慣病予防及び疾病予防のための健診や予防事業の実施、がん検診の実施、歯科健診の実施、健診・検診受診率の向上、こころの講演会の開催、認知症予防の推進、薬物乱用防止対策推進事業の実施、HIV・性感染症対策の充実、健康危機管理体制の整備、訪問指導・訪問調査の実施、障害者休養ホームひまわり荘活用の促進（再掲）

(2) 健康づくりの推進

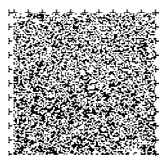
○障害の有無に関わらず、区民の誰もが身近な場所で健康や体力の維持・増進に取り組める環境づくりを進めます。

主な事業展開：区民健康づくり活動のイベント参加、健康づくり団体への助成、健康増進事業の実施、障害者等への運動指導員等による健康づくり事業の実施、障害者スポーツ教室・イベントの実施、区立健康増進・交流施設（せたがや・がやがや館）の利用

(3) リハビリテーションの充実

○障害者が、心身の機能の維持回復・獲得を図り、より質の高い地域生活を送ることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。

主な事業展開：機能訓練・生活訓練の実施、精神障害者生活指導の充実（デイケア）、健康プログラム事業の推進



(4) 医療と福祉との連携

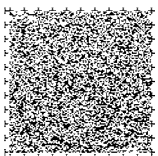
- 障害者が安心して医療・福祉を受け、また、障害の重度化を防止し健康増進を図るため、医療と福祉との連携の取組みを推進します。
- 障害リスクの高い妊産婦や未熟児、障害児と暮らす家庭に対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し保護者及び母子への支援を充実します。

主な事業展開：医療連携推進協議会の運営、在宅医療のネットワークづくり、在宅療養支援モデル実施の検討、障害者施設職員等の医療連携の充実、心身障害児（者）歯科診療、休日・準夜の診療体制の充実、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、精神障害児入院医療費の助成、心身障害者医療費の助成、難病対策医療の充実、原子爆弾被爆者関係健診・医療の支援、大気汚染健康被害対策の実施

(5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充

- 母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

主な事業展開：1歳6か月児健診や相談事業後のフォローグループの整備



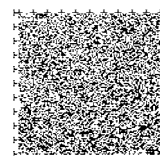
中項目3. 生活環境（まちとすまい）

【現状と課題】

- 障害者が安心して地域で自立した生活を送れるよう、住まいの場であるグループホーム等の整備に取り組んでいますが、充分とはいえない状況にあります。
- 障害者（児）実態調査で、障害者（児）の現在の住まいについては、「持ち家」が約6割、次いで「民間賃貸住宅」が約2割となっています。「グループホーム・ケアホーム」については2%程度であり、さらなる整備が望まれています。
- 障害者の住まい探しの総合的な相談については、主に「住まいサポートセンター」が担っています。今後も、多様な住まい方を選ぶことができるよう、相談窓口を充実させていく必要があります。
- 不動産事業者から提供を受けた「グループホーム向け住宅情報」については、実際の整備に結びついておらず、その役割を見直すとともに、事業者を対象とした効果的な情報提供の方法等を検討することが課題となっています。
- 平成26年4月から、障害者総合支援法の改正により、ケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化され、より柔軟なサービス提供が可能となりました。
- 引き続き、公有地や民間物件の活用による住まいの場を確保していく必要があります。
- 障害者が暮らしやすい生活環境づくりに向けて歩道や施設のバリアフリー化、バリアフリー住宅の普及・啓発を進め、住宅改造費の助成等を行っています。今後も障害者が社会の様々な活動に参加し自己実現を図れるよう、引き続きユニバーサルデザインの視点に基づく生活環境の整備を推進し、その環境を多くの人々が利用できるようにしていく必要があります。
- 移動支援については、利用実績の増加が続いており、今後もサービス量を確保する必要があります。引き続き、移動支援サービス従業者の育成を支援するとともに、国における検討の結果を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。

【今後の方向性】

- 障害の重度化、高齢化や医療的ケアの必要性にも対応できるよう、グループホーム等の整備など住まいの場の確保や住宅のバリアフリー化を推進します。
- ニーズに応じた多様な住まい方の選択ができるよう、情報収集・提供窓口を充実します。
- 障害の有無に関わらず安心して生活できる住宅の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点を持ち、ハード・ソフトの両面から、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- 一人で外出することが難しい障害者のための移動支援を引き続き推進します。



【主な取組み】

(1) 居住支援の充実

- 公有地や空き家等を活用し、重度障害者や障害特性に配慮した障害者グループホームの整備誘導を図ります。
- 高齢者や障害者等の状況に応じた居住支援や住まい探しのサポートを行うことで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが続けられるよう支援体制の整備を進めます。

主な事業展開：グループホーム運営支援の充実、グループホーム整備促進（再掲）、バリアフリー住宅の普及と誘導、区立・区営住宅の整備、公的住居入居への配慮、民間賃貸住宅での居住継続支援、住宅改修費助成、新たな住まい方の検討（再掲）

(2) ユニバーサルデザインの推進

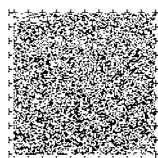
- 誰にとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくために、生活環境の整備やユニバーサルデザインの普及啓発を進めていきます。
- 平成28年4月施行の障害者差別解消法の基本方針等を踏まえつつ、ハード・ソフトの両面から誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

主な事業展開：ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及、専門家や区民の活躍の場を広げる取組み、ユニバーサルデザインライブラリーの活用、区立施設等の整備の推進、公共交通のサービスの充実、安全な歩道づくり（歩道整備）、自転車の安全な利用の啓発、放置自転車をなくす取組み、推進地区でのユニバーサルデザインによる面的整備の推進

(3) 移動のための支援の充実

- 移動困難な方の社会参加の促進や生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券の交付などにより移動のための支援の充実に努めます。
- 介助員や福祉有償運送事業者等による移動困難な方の支援が円滑に行われるよう、事業者の支援を行います。
- バス交通ネットワークの充実や利用環境の整備を図ります。

主な事業展開：自動車利用に係る助成の実施、移動支援事業の実施、障害者施設等の送迎バスの運行、バスによる公共交通不便地域の解消、バス停留所施設の整備促進



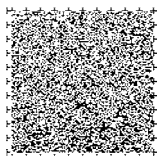
大項目Ⅱ 社会的活動（かつどう）

大項目「社会的活動（かつどう）」は、全てのライフステージを通じて社会的な活動が展開できるように、雇用や就労といった経済的自立をめざした活動などの「雇用・就労、経済的自立の支援（はたらき）」と、子育て支援や教育、保育の充実をはじめ、文化やスポーツ活動などの推進を「教育、文化芸術活動、スポーツ等（そだち・まなび）」という2つの中項目にまとめ、12の小項目で構成しています。

中項目4. 雇用・就労、経済的自立の支援（はたらき）

【現状と課題】

- 区では、障害者就労支援センターを中心とした関係機関が連携して、就労に向けた相談、訓練から就労後の定着支援、生活相談までを一体的に支援していますが、就労支援施設の支援力の向上や、就労者の増加に伴う定着支援の強化等が課題となっています。
- 障害者（児）実態調査で「仕事をしている（福祉的就労等も含む）」という障害者は約2割ですが、現在自宅にいたり施設に通っている人たちのうち、今後「働きたい」という希望が約4割を占めています。また、働くための環境整備として「勤務先の理解（社員の理解や環境面の配慮）」、「働くのに必要な技術や知識等の習得」などが求められています。
- 世田谷区障害者雇用促進協議会では、産業、教育、行政等が連携して、企業への障害理解と雇用促進に取り組んでいます。障害者雇用促進法の改正に伴う精神障害者の雇用義務化や雇用分野における差別の禁止等への対応が課題となっています。
- 区では、作業所等経営ネットワーク事業や経営コンサルタント派遣等事業、共同販売等の実施や世田谷区障害者優先調達推進方針の策定等により、工賃向上や販売促進等働く障害者の自立に向けた取組みを進めています。障害者（児）実態調査で、現在の仕事について「賃金や待遇面で不満がある」が約2割となっており、障害者就労施設等でのより一層の経営力や生産力、販売力向上のための仕組みづくりが必要です。
- 区では、知的障害者、精神障害者を短期間雇用するチャレンジ雇用や、一般就労へのステップアップをめざす保護的就労を実施しています。事業の効果を高めるため、内容の精査、改善等が必要です。
- テレワーク等による在宅就労や障害特性に応じた短時間アルバイト、地域の方と行うメール便の配達など、多様な働き方が広がってきています。身近な地域での多様な働き方を拡大していくことが課題となっています。



- 若者支援と連携し、自らの特性への気付きを促すプログラム「みつけば！」を実施しています。社会性やコミュニケーションの問題等、発達障害的な特性を抱える方も含まれるため、平成26年9月に開設した「世田谷若者総合支援センター」等若者支援との連携を強化していく必要があります。
- 区では「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行予定）を踏まえ、総合支所生活支援課や世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、障害等を含め、さまざまな課題を抱えた方の自立に向けた相談、就労支援を行っています。今後、関係機関との一層の連携強化を図っていく必要があります。
- 障害者が地域で自立した生活を営むため、雇用・就業の促進と併せて、障害基礎年金等公的年金を中心とした制度による経済的自立を進めていけるよう、対象者の受給漏れを防ぐ取組みや、制度の充実等について国や都への働きかけ等が必要です。

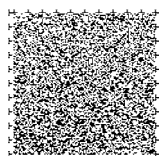
【今後の方向性】

- 就労支援施設等から、一般就労への移行を推進していきます。
- 関係機関との連携を強化して、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援を拡充していきます。
- 企業に対する障害理解と雇用促進の啓発を強化します。
- 障害者就労支援施設等が、協力して大量受注に対応できる体制作りに取り組みます。
- 区が率先して区職員としての障害者雇用を進めます。
- 身近な地域における多様な働き方を拡大していきます。
- 多様な障害特性に合わせた就労支援に取り組みます。
- 雇用・就業の促進に関する施策とともに、経済的自立に資する支援を推進します。

【主な取組み】

（1）就労支援の充実

- 障害者就労支援施設からの就労を拡大するため、施設職員の支援力の向上、施設利用者の意欲向上に向けた取組みの強化を図ります。
- 安心して働き続けることができるように、就労障害者が気軽に立ち寄り相談できる場所の拡充と定着支援の強化を図るとともに、必要に応じて離職や転職の支援を行います。
- 多様な障害特性に対応するため、障害者就労支援センターの支援力を強化するとともに、専門機関とのネットワークの充実を図ります。
- 障害者支援のみならず、若者支援や生活困窮者支援など、多様な分野と連携した就労支援に取り組みます。



○区役所内体験実習の充実を図ると共に、民間企業での実習先の開拓に取り組みます。

主な事業展開：就労支援ネットワークの強化（職員研修・利用者プログラムの充実）、体験実習の拡充、職場定着支援・生活支援の充実、障害者就労支援センターの充実、子ども・若者支援協議会との連携、ぷらっとホーム世田谷との連携

（２）雇用の促進

○障害者雇用に取り組む企業のニーズを踏まえ、雇用促進のためのプログラムの充実、参加企業の拡大を図るなど、世田谷区障害者雇用促進協議会の活動を拡充していきます。

○産業団体や、区内企業に働きかけ、重度障害者の在宅就労など、身近な地域での多様な働き方の拡大に取り組みます。

○区における障害者雇用は、人事所管と連携してチャレンジ雇用の受け入れ職場の拡大を図るとともに、非常勤職員としての雇用に向けて検討します。

○保護的就労については見直しを行い、一般就労が難しい障害者の身近な地域における中間的雇用事業所として位置づけるとともに、現状にあった仕組み作りの検討を行います。

主な事業展開：障害者雇用支援プログラムの充実・広報の拡大、世田谷区チャレンジ雇用の拡充、区非常勤職員としての雇用の検討、保護的就労の見直し

（３）工賃の向上

○作業所等経営ネットワークを強化し、共同受注の仕組みを構築し、区内就労支援施設の工賃向上に取り組みます。

○世田谷区障害者優先調達推進方針を庁内に広く周知し、障害者就労支援施設等への物品、役務の調達を拡大します。

○福祉ショップの見直しを行い、施設製品の販売拡大に取り組みます。

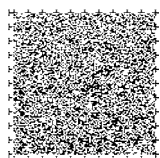
主な事業展開：共同受注体制の確立、経営コンサルタント派遣等事業の実施、世田谷区障害者優先調達推進方針に基づく物品・役務の調達、福祉ショップの充実、施設製品の販売機会の拡大

（４）経済的自立の支援

○障害者が地域で自立した生活を営むためには、雇用・就業の促進に関する施策とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の運用が重要です。対象者への申請案内や相談に取り組むほか、必要に応じて制度の充実等について国や都へ働きかけていきます。

○障害に伴う負担の軽減や福祉の増進を図るための支援を総合的に推進します。

主な事業展開：心身障害者福祉手当（区の制度）の支給、障害年金制度の周知の拡大



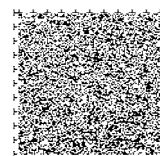
中項目5. 教育、文化芸術活動、スポーツ等（そだち・まなび）

【現状と課題】

- 配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、各子育てステーションに発達相談室を設けたほか、相談しやすく専門性の高い支援として発達支援親子グループ事業を実施するなど、保護者の気づきを促し、養育力の向上を図る取組みを実施してきました。今後もこうした取組みを充実させていく必要があります。
- 総合福祉センター及び発達障害相談・療育センター「げんき」では、増え続ける相談・療育の利用希望者への対応が課題となっています。障害を本人だけの問題ではなく、周囲との間に生じる相互的な問題と捉え、本人に対する支援とあわせ、周囲の人をはじめ地域に対する理解促進や、普段子どもと関わる支援者のスキルアップなど、地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。
- 支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、子どもの特徴、関わり方、支援方法などを保護者が記録・保管する冊子「スマイルブック」などを活用した支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進しています。福祉と教育が連携し、就学後も支援情報が引き継がれることが求められています。
- 放課後等デイサービスや新BOP（BOP・学童クラブ）など、放課後の居場所を拡充することが求められています。
- 障害者（児）実態調査で「通園・通学している」のは“0～5歳”で7割以上、“6～17歳”で9割半ばとなっています。また、通園・通学をする上で困っていることについては、「通園・通学先が遠い」が約3割、「通園・通学先の付き添いの確保」が2割半ば、「職員・教員の理解が不足」が1割以上となっています。
- 障害のある児童・生徒の通学先は、区立小学校・中学校における通常の学級や特別支援学級（固定学級・通級指導学級）や、都立の特別支援学校など、多岐にわたっています。
- 障害等により配慮を要する幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教育現場に携わる人が障害についての知識や理解をもち、学習指導、生活支援の体制を充実させることが求められています。
- 障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催等を通じて、文化芸術活動、スポーツの普及が図られています。参加・活動の機会の拡充や、サポートスタッフなどの人材育成、施設の充実が課題となっています。

【今後の方向性】

- 配慮が必要な子どもが早期に必要な支援につながるよう、乳幼児の保護者の心情に配慮した相談しやすい窓口対応等、気軽に利用できる支援に取り組みます。
- 障害のある子どもとない子どもが、互いを理解し合い、ふれあえる環境を整えるため、子どもに関わる支援者のスキルアップに取り組みます。
- 福祉と教育が連携し、ライフステージに応じた支援が引き継がれるよう、体制の充実を図ります。



- 障害のある子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供、及びその基礎となる環境の整備に向けた取組みを進めるとともに、安心して過ごすことができる療育や日中活動の場の確保に取り組みます。
- 小・中学校における通常の学級、特別支援学級のそれぞれの充実を図ります。
- 障害の有無に関わらず、ともに楽しむことができる、文化芸術活動、スポーツの推進に取り組みます。
- 障害者の動作や移動を支援する介護ロボットや、IT 等の先進的な技術の活用による、自立支援の促進、スポーツ・文化活動等への参加を含めた生活圏域の拡大に向けて検討を行います。（再掲）
- 地域で子どもの成長を支えていけるよう、地域力の向上に取り組みます。

【主な取組み】

（１）早期支援の充実

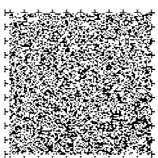
- 専門機関による出前型の相談会を実施するなど、相談しやすく専門性の高い相談の機会を確保します。
- 発達支援親子グループ事業など、発達に不安を抱える保護者が利用しやすい取組みを進めます。
- 母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。（再掲）
- 障害リスクの高い妊産婦や未熟児、障害児と暮らす家庭に対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し保護者及び母子への支援を充実します。（再掲）

主な事業展開：出前型相談会の充実、発達支援親子グループ事業の充実、4歳6か月児に対する発達相談案内の配布、乳幼児健診の充実、1歳6か月児健診や相談事業後のフォローアップの整備（再掲）、在宅療養支援モデル実施の検討（再掲）

（２）地域支援の充実

- 保育園や幼稚園、学校等、日頃地域で子どもに関わる支援機関に対し、講師派遣や研修、巡回訪問を行うなど、関係機関の人材育成に取り組みます。
- シンポジウムや講演会を開催するなど、子どもに関わる支援者や地域社会に対し、障害理解を促進します。

主な事業展開：職員研修・巡回訪問の充実、講演会やシンポジウムなど啓発事業の充実



(3) 途切れのない支援

- ライフステージを通して途切れのない支援が行えるよう、「スマイルブック」等を活用し、支援情報の引継ぎ支援に取り組みます。
- 就学支援シートや就学支援ファイルを活用し、就学前から小学校への円滑な引継ぎを図ります。

主な事業展開：個別的継続支援事業の充実、就学支援シート・就学支援ファイルを活用した引継ぎの実施

(4) 教育・保育の充実

- 障害の有無に関わらず、子どもが教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行うとともに、合理的配慮の提供に向けて取り組みます。
- 障害の有無に関わらず、子どもたちが交流し、学び合うことにより、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育むことができるように、交流及び共同学習などの取組みを進めます。
- インクルーシブ教育システムの構築など国や都の新たな施策動向に対応しながら、特別支援教育の取組みを進めます。

主な事業展開：保育園障害児保育の充実、区立幼稚園障害児保育の充実、特別支援教育の推進、特別支援学級の整備・充実、交流及び共同学習の充実、副籍制度の充実、教職員研修の充実

(5) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保

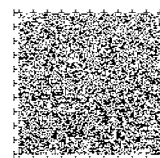
- 教育・保育等に加えて、子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援の拡充など、配慮が必要な子どもの療育や日中活動の場の充実を図ります。

主な事業展開：児童発達支援・放課後等デイサービスの拡充、新 BOP の充実

(6) 生涯学習の推進

- 障害の有無に関わらず、趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化活動を推進します。
- 障害のある成人を対象とした障害者学級のあり方と運営について検討します。

主な事業展開：障害者等の生涯学習活動への支援、図書館サービスの提供、福祉教育の推進、交流・レクリエーション事業



(7) スポーツの推進

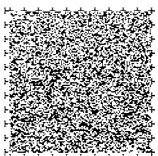
○子どもから高齢者、また障害があっても、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごせる社会をつくっていきます。

主な事業展開：イベントなどでの障害者スポーツの PR、障害者スポーツ教室・イベントの実施（再掲）、スポーツ施設の充実

(8) 文化芸術活動の振興

○文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、障害者（児）も安心して利用できる文化施設や鑑賞サポートの推進を図っていきます。

主な事業展開：誰もが文化芸術に親しむことができる取組みの充実、障害者（児）が行う文化活動の支援



コラム 成人の発達障害

区では、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害など）に対する支援として、平成21年度に発達障害相談・療育センター「げんき」を開設するなど児童の支援を中心に実施してきました。

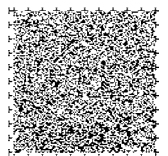
一方、成人期の発達障害者に対する支援については、具体的な取り組みが行われておらず、こだわりが強すぎる、コミュニケーションが苦手といった障害特性から就労や自立が難しい方や、精神疾患などの二次障害を抱える方も多く課題となっていました。

そこで区では、専ら発達障害を対象とした障害者就労支援センター「ゆに（UNI）」を平成27年3月に開設しました。「ゆに（UNI）」では相談や居場所の提供、就労準備訓練、就労定着などの支援を行っています。知的障害や精神障害を中心とした支援施設には雰囲気合わず利用に至らないことの多かった発達障害の方々に対し、同じ悩みを有する方同士が集い、発達障害の特性に合わせた支援を行うことで安定的に支援につながれる環境を整えました。

また、発達障害は見た目には分かりづらいため、周囲から理解されにくいだけでなく、本人も障害に気付かないまま、漠然とした生きづらさを抱えていることが少なくありません。若者の支援施設である「世田谷若者総合支援センター」においては、社会性やコミュニケーションなどの問題から社会参加や就労につながりにくい若者が多数おり課題となっています。区では、こうした若者に対し、自らの特性に対する理解や認知を促すため、自己認知促進プログラム「みつけば！」を実施しています。「みつけば」は、当事者同士の支援という意味の「ピアサポート」という手法により実施しており、終了後は必要に応じて「ゆに（UNI）」へ誘導するなど、自立に向けた支援を行っています。

発達障害の支援では、よく「早期発見・早期対応」が大切であると言われるが、これは子どもの支援に限った話ではありません。成人期であっても早期に必要な支援につなげ、ひきこもりや精神疾患といった二次的な障害を防ぐことが重要であると考えます。そのためには、支援につながりやすい環境を整える必要があります。自閉症はスペクトラム（連続体）に例えられますが、どこからが「障害」でどこからが「健常」であるかの明確な線引きはありません。

区では、特性が原因で社会での生きづらさを抱えるの方々に対し、「障害者」に対する支援だけでなく、若者支援や就労支援といった分野とも連携し、必要な支援につながりやすい環境を整えていきます。



大項目Ⅲ 支援（ささえ）

これまでの2つの大項目「生活（くらし）」と「社会的活動（かつどう）」を支える役割を担うのがこの「支援（ささえ）」です。「情報アクセシビリティ（つながり）」をはじめ、「行政サービス等における配慮（さんか）」、相談支援をはじめとする「安全・安心（あんしん）」、「差別の解消、権利擁護の推進（りかい・まもる）」の4つの中項目、15の小項目で構成しています。

中項目6. 情報アクセシビリティ（つながり）

【現状と課題】

- 意思疎通支援事業の実施、情報の取得や意思表示を支援する機器の提供などを通じ、意思疎通の支援と情報アクセシビリティの向上に努めてきました。
- 行政情報の発信にあたっては、文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。
- 障害者（児）実態調査で、福祉のサービスに関する情報の入手先は「区のおしらせ」が4割以上、次いで「障害者のしおり」や「友人や知人、家族」が約3割と多く、「新聞やテレビ、雑誌、インターネット」については合わせて2割以下となりました。引き続き、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

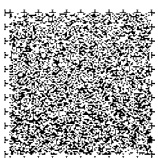
- 意思疎通支援の充実を推進します。
- 情報アクセシビリティの推進に向け、行政情報の電子的提供や区ホームページの機能強化に取り組めます。

【主な取組み】

（1）意思疎通支援の充実

- 意思疎通支援事業による支援を行うとともに、手話等の意思疎通手段の啓発、意思疎通を支援する人の育成を行います。

主な事業展開：手話通訳者・要約筆記者の派遣（再掲）、待機手話通訳者の配置、手話講習会の実施、中途障害（失明・失聴・失語等）や知的障害・発達障害に対応する意思疎通支援の研究、代読・代筆を行う同行援護従業者の育成、情報・意思疎通支援用具の提供、障害者パソコン講習の実施



(2) 行政情報へのアクセシビリティの向上

○行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティのさらなる向上に努めます。

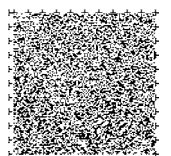
主な事業展開：文書の音声コード添付の促進、印刷物の発行に伴う視覚障害者への配慮（テープ版・デイジー版・点字版等の発行）、視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営、ツイッター等多様な電子媒体を活用した即時性のある情報提供、スマートフォンやタブレットなどモバイル端末の活用

コラム タブレット端末の活用による意思疎通支援

区はこれまで、区役所第2庁舎1階に手話通訳者を配置し、窓口における聴覚障害者の意思疎通を支援してきました。しかし、第2庁舎に隣接する世田谷総合支所を除いては、総合支所への来庁者は、自分で手話通訳者を手配する必要がありました。そこで平成26年8月より、タブレット端末（キーボードのない、小型・薄型のパーソナルコンピュータ）を利用し、総合支所と区役所本庁舎の手話通訳者を映像通信でつなぐ実験を開始しています。

テレビ電話機能を提供するソフトウェアを使用し、総合支所の来庁者の映像を本庁舎へ送信し、反対に、通訳者の映像を総合支所へ送信します。結果については、今後、検証していきますが、手話の映像と音声を同時に確認することができ、引き続き活用されていくものと考えています。

情報技術・通信技術の発達には目覚ましいものがあり、福祉の分野以外にも、広く区民サービスの向上に役立てることが可能です。区では、出張所・まちづくりセンターや総合支所などにタブレット端末を試験的に配備して、窓口業務などでの活用の検証を進めています。また、今後さらにどのような活用が可能となるか、検討会や職員研修の場を活用して、活発な議論を行っています。



中項目7. 行政サービス等における配慮（さんか）

【現状と課題】

- 必要な人が適切な配慮を受けることができるよう、区職員等に対し、新規採用時をはじめ、適宜研修等を行っています。今後も障害に対する理解を促進するための取組みを進めて行くことが必要です。
- 区の窓口における手話通訳者の配置、筆談器の設置等による意思疎通の支援や、選挙時の投票環境の向上等が実施されています。平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向け、区の事業執行全般において、合理的な配慮を進めていくことが必要です。
- 障害の有無に関わらず、共に生きる地域社会を目指すため、障害者の要望や意見を反映していく機会が設けられています。今後は、より参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

【今後の方向性】

- 区職員等の障害に対する理解を促進する機会を拡大していきます。
- 障害者差別解消法の施行に向け、区の事業執行全般において合理的な配慮をさらに進めていきます。
- 障害の有無に関わらず、誰もが区の政策決定過程において、参画の機会が確保され、必要な配慮が受けられるように努めます。

【主な取組み】

（1）区職員等に対する研修の促進

- 研修制度を充実させ、障害に対する理解を促進します。

主な事業展開：区職員に対する福祉体験研修等の実施、区保健福祉領域職員の専門研修の充実

（2）合理的配慮の提供

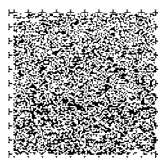
- 区の事務事業の実施にあたり、必要かつ合理的な配慮を行います。

主な事業展開：手話通訳者・要約筆記者の派遣（再掲）、待機手話通訳者の配置（再掲）、窓口環境の改善、投票環境の向上

（3）区の政策・施策形成への参画の支援

- 障害者が区政に参加する機会を確保し、運営において適切な配慮を行います。

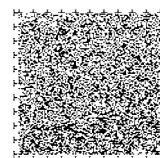
主な事業展開：障害者の区政参画の促進、世田谷区地域保健福祉審議会の運営



中項目8. 安全・安心（あんしん）

【現状と課題】

- 区では、高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、より身近な日常生活の場で、その人にあった様々な支援が途切れなく、包括的・継続的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めています。
- 障害者（児）の相談支援については、平成24年4月の自立支援法等の改正に対応するため、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援体制の再構築を進めてきました。障害者（児）実態調査では、福祉の相談をしたい時の相談先は、「区役所の福祉の窓口」が4割半ばで最も多く、次いで「家族」が4割以上、「病院・診療所」が2割以上となっています。また、75歳以上の後期高齢者では、家族に次いで「あんしんすこやかセンター」（世田谷区における地域包括支援センター）に相談する割合が高くなっています。今後は、地域包括ケアシステムの推進に向けて、さらなる相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 障害者やその家族が安心して自立した地域生活を送れるよう、家族支援を充実させるとともに、相談支援事業者連絡会やエリア自立支援協議会の開催等を通して、支援ネットワークの構築を進めていますが、今後はそのネットワークを通じて、地域内の課題等を抽出・整理していく必要があります。
- 区では、福祉人材育成・研修センターや総合福祉センターにおいて専門人材の育成に向けた研修等を実施していますが、保健福祉ニーズの急速な拡大に伴い専門人材への需要が高まる中、さらなる人材の確保・育成を図る必要があります。
- 地域住民による支えあい活動として、ふれあい・いきいきサロンや住民参加型サービス等を推進してきましたが、行政サービスだけでは対応できない地域での見守り等のニーズに対応するため、さらなる活動の活性化や活動を担う人材の発掘が課題となっています。
- 平成25年6月の障害者基本法の改正により、消費者としての障害者の保護に関する規定が設けられたことを受け、障害者が消費者トラブルに遭うことを防止する等の取組みを関係所管と連携して進めていく必要があります。
- 東日本大震災等の数々の教訓を踏まえ、区では障害者や高齢者等の自力で避難することが困難な、いわゆる災害時要援護者に対する避難支援体制を整備するため、町会・自治会と協定を締結し、災害時要援護者支援事業を実施しています。引き続き、町会・自治会との協定締結の拡充に取り組むとともに、地域の担い手の確保を図る必要があります。



- 災害発生時の情報伝達手段として、庁舎内への緊急地震速報用の回転灯の設置、避難所で使用するコミュニケーションボードの備蓄や避難所一覧の音声情報化を行いました。今後も、障害者に対する災害に関する情報発信を充実させる必要があります。
- 災害発生時に障害者等の避難生活を支えるため、現在までに38か所の障害者施設と二次避難所協定を締結しました。引き続き、二次避難所の開設・運営体制の強化を図る必要があります。また、発災時に障害者を支えるボランティアや専門職の確保を図る必要があります。

【今後の方向性】

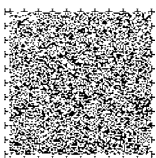
- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図るとともに、相談支援事業者をはじめとする障害福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図ります。
- 地域で安定して保健福祉サービスを利用できるよう、専門人材の確保に努めるとともに、質の高いサービス提供に向けて人材の育成に取り組みます。
- 障害者（児）と暮らす家族の心身の負担を軽減するため、各種事業や相談支援の充実を図ります。
- 地域の住民同士の関係が豊かに重なり合うような安心な地域をつくるため、社会福祉協議会と連携し、地域における見守り活動や支えあい活動への地域住民の参加を促進するとともに、地域人材の発掘・育成に取り組みます。
- 障害者（児）が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災対策の推進や消費者被害からの保護等を図ります。
- 障害特性にも配慮し、災害情報伝達方法の多様化に向けて取り組みます。

【主な取組み】

（1）相談支援体制の充実

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実するため、様々な障害種別に対応するとともに、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

主な事業展開：基幹相談支援センターの運営、地域障害者相談支援センターの運営、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）における身近な相談、教育相談の充実、世田谷若者総合支援センターの運営、ぷらっとホーム世田谷の運営、精神障害者保健医療相談の充実（子ども・思春期、成人）、発達障害相談の充実



(2) 支援ネットワークの構築

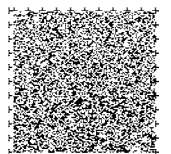
- 相談支援事業者連絡会やエリア自立支援協議会を中心に、引き続き事業者ネットワークの構築を図るとともに、関係機関が集まって地域における様々な事例検討を重ねる中で、地域の課題を発見し、その課題解決に向けた検討を行っていきます。
- 同じ障害がある人たちやその家族の集まりなどによるネットワークの支援を通じて、新たに障害に気付いた方や中途障害者などを相談や支援の窓口につなげていきます。

主な事業展開：自立支援協議会の運営、保健・医療・福祉地域連携推進体制の整備、障害者福祉団体への助成、精神保健福祉団体の連携促進、世田谷区社会福祉協議会等との連携促進と支援強化、せたがや福社区民学会の実施

(3) 保健福祉人材の育成・確保

- 福祉人材育成・研修センターで実施する各種専門研修や基幹相談支援センターで実施するケアマネジメント研修等を充実させるとともに、区内のグループホームや通所施設を対象に研修費の助成を行うなど、保健福祉の人材の確保、定着、育成を図ります。
- 地域福祉を推進する上で欠かせない人材である民生委員・児童委員や身近な地域で主体的な活動を行うボランティアグループ等を支援し、連携を深めていきます。
- 区の保健福祉関連職員が、地域への支援や指導・助言を行うために必要な専門スキルの取得・向上に向けて取り組むとともに、保健師や社会福祉士等の専門職の配置や活用を進めます。

主な事業展開：福祉人材育成・研修センター事業の運営、基幹相談支援センター事業（ケアマネジメント研修の充実）、区保健福祉領域職員の専門研修の充実（再掲）、障害者通所施設等への研修費助成、失語症会話パートナーの養成



(4) 家族支援の充実

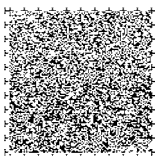
- 障害者（児）と暮らす家族が抱える不安や悩みを受け止め、課題解決に必要な情報提供やサービス調整など、家族の方に寄り添った相談支援に取り組みます。
- 障害児と暮らす家族の就労を支える仕組みについて検討します。
- 障害者（児）を介護する家族の方を対象としたリフレッシュ事業やレスパイトのための事業を実施するほか、日頃の思いや経験等を語り合い共有する場を紹介するなど、家族支援の充実を図ります。
- 家族の方の介護負担を軽減するとともに介護人材不足に対応するため、ITなどの先進的な技術の活用や新しい福祉機器の導入促進を図ります。

主な事業展開：認知症の家族支援体制の充実、児童発達支援・放課後等デイサービスの拡充（再掲）、介護者リフレッシュ事業の実施、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の実施、先進的技術を活用した自立支援の促進（再掲）

(5) 見守りの推進

- 地域コミュニティを活性化させ、行政だけでは対処しきれない、ひとり暮らし高齢者や障害者等の見守り、身近な手伝いの対応等に地域の住民同士の支えあいを取り組む地域づくりを進めます。
- 架空請求や振り込め詐欺、あるいは悪質業者から高額な商品を購入させられたりするなど、障害者が消費者被害に巻き込まれないための取組みを進めます。

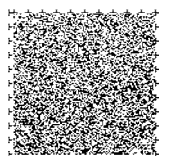
主な事業展開：ボランティア活動への支援、地域支えあい活動の推進、支えあいミニデイの推進、見守り推進事業の実施、市民活動の促進、消費者被害防止のための取組みの充実



(6) 防災対策の推進

- 災害発生時や発生の恐れがある場合に、誰もが災害に関する情報等が得られるように仕組みを整えます。
- 障害の特性に応じた災害時の支援が行えるよう、障害者、家族、地域社会等への情報提供を行うとともに、避難誘導や避難生活を支えるために必要な体制の整備を進めます。
- 災害時要援護者支援事業の町会・自治会との協定締結を拡充するため、地域のネットワークとの連携など、町会・自治会が参加しやすい仕組みや協定締結後の活動の支援を検討します。
- 災害時に備え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々が協力する「共助」など、地域で助け合う意識の啓発に取り組みます。
- 二次避難所の開設・運営体制の強化とともに、発災時に障害者（児）を支えるボランティアや専門職の確保を図ります。

主な事業展開：災害時要援護者支援の推進、緊急通報システムの設置、防災区民組織の育成、防災教室の実施、総合防災訓練の実施、災害時の情報伝達の仕組みの充実



コラム「住んでいる人みんながボランティア」

東日本大震災の後、『せたがや災害ボランティアセンター』では身体障害者の関係団体に協力していただき、災害時の対策・対応についてアンケートを実施しました。そこから見えてきたのは、ライフラインの崩壊が障害者にとって深刻な状況を招きやすいということでした。

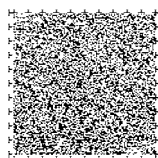
例えば、停電はマンションのエレベーターを停止させ、部屋までたどり着けません。電車やバスなどの交通機関がマヒすると、介助者は当事者のもとまで来ることができません。さらに流通が止まり、必要な薬が手に入りにくくなるという危険な状況も生まれてくるのがわかりました。もちろん、災害時には健常者でも不自由な生活を強いられることにはなりますが、被災地から離れていた東京でも「障害がある」という理由で、こうした事態が起きていたのです。

「災害時要援護者支援」の取組みは高齢者を主な対象にしている、障害のある人たちの認知度はあまり高くありません。日常行われている地域の防災訓練にしても同様です。「参加しても何もできないことがない」という、残念な感想を寄せてくれた人もありました。普段の生活ではあまり意識していないかもしれませんが、地震や水害など自然災害が頻繁に起きる今の時代に、80万人以上の人たちが暮らす世田谷には、それだけ多様な生活形態の人たちが住んでいることを、私たちは理解しておく必要があると思います。

世田谷にはボランティア・市民活動に関わる人たちがたくさんいます。「ボランティア活動＝奉仕活動」と考えられていた時代から、地域の課題を自分たちで解決していこうと取り組んできた多くのグループ・団体のネットワークがあります。そして、東日本大震災では被災地に足を運び、初めて活動に参加した多くのボランティアがいました。日常生活ではなかなか地域に関わるができない、家庭と仕事が忙しい30代や40代の人たちがどんどん被災地支援に向かっていったのです。その中から、あの震災の経験を「次は住んでいる地元のために活かしていかなければならない」と取り組むグループも生まれています。

世田谷でもこれから本格化していく「地域包括ケアシステム」の取組みでは、地域活動団体やボランティアの役割が注目されていますが、その中で重要なことは、誰もが支え、支えられる関係にあるという意識を醸成することです。東日本大震災での経験も踏まえて、障害のあるなしや年齢、性別に関わりなく安心して暮らすことができる環境を、住んでいる人たちみんなで作っていかれたらと思います。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会
ボランティア・市民活動推進部長 高橋祐孝



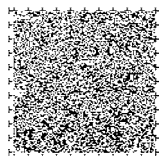
中項目9. 差別の解消、権利擁護の推進（りかい・まもる）

【現状と課題】

- 障害者施設と近隣小中学校や地域が連携するイベント、防災訓練、区民ふれあいフェスタ、地域まつり等へ障害者（児）が参加することにより、地域住民が障害について理解する機会を拡大しています。平成25年度には、区内で全国障害者スポーツ大会を開催し、障害者スポーツの機運の高揚や障害者スポーツへの理解促進を図りました。今後もこうした取組みを拡大していく必要があります。
- 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、各総合支所保健福祉課に障害者虐待通報・届出窓口を設置しました。障害者（児）実態調査で、家庭や施設、勤務先等で虐待を受けた場合、区に相談窓口があるのを知っているのは2割程度となっています。また、障害者虐待防止のパンフレットの配布等を通じて区民への周知・啓発を行っているほか、世田谷区自立支援協議会虐待防止・権利擁護部会等により障害者虐待防止のためのネットワークの強化を図っています。
- 虐待防止の対応については、通報件数や対応困難事例が増えているため、関係機関との連携を充実させるとともに、区職員及び事業者の対応力の向上を図る必要があります。
- 障害者（児）実態調査で、障害を理由とする差別や偏見を感じたことが「ある」または「少しある」という回答が合わせて約5割となっており、平成28年4月の障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法の施行に向け、障害を理由とする差別の解消に向け取り組む必要があります。
- 成年後見制度利用支援事業については、社会福祉協議会の成年後見センターへ委託し、区民からの相談対応や成年後見に関する講座を開催し、区民成年後見人の養成研修を実施しています。

【今後の方向性】

- 障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、地域や職場、学校等の理解促進を図る活動や地域住民と交流する機会を充実させていきます。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取組みにより、権利擁護を推進します。
- 障害を理由とする差別の解消に向けて協議を行う会議体の設置を検討します。



【主な取組み】

(1) 障害理解の促進

- 区民が幼少期から、地域や学校において、さまざまな人と出会い、触れ合いながらともに過ごす時間を通して、障害の捉え方や特性を理解する機会を持てるよう努めます。
- ユニバーサルデザインの推進や合理的配慮等を行うことにより、障害者の生活や活動がしやすくなることを、周知・啓発するとともに、区としてもハード・ソフト両面からの取組みを進めます。
- 外見からはわかりづらい発達障害や難病、高次脳機能障害等について、区民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。

主な事業展開：障害についての理解啓発の促進、精神保健福祉に関する普及啓発、ユニバーサルデザイン普及講座や普及啓発イベントの実施、区職員に対する福祉体験研修等の実施（再掲）、交流及び共同学習の充実（再掲）、副籍制度の充実（再掲）、教職員研修の充実（再掲）、施設における地域交流の促進、障害者雇用支援プログラムの充実・広報の拡大（再掲）、福祉体験学習会の実施

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別の解消について区民の関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、啓発活動に取り組みます。

主な事業展開：障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発の推進

(3) 虐待の防止

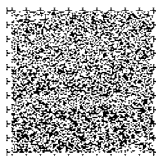
- 障害者に対する虐待を防止するためのネットワークを強化します。
- 障害者虐待防止の取組みを引き続き区民へ周知・啓発するとともに、虐待防止に携わる関係者等を対象とした研修を継続的に実施し、緊急時を含め障害者虐待への対応力向上を図ります。

主な事業展開：障害者虐待防止の推進、自立支援協議会虐待防止・権利擁護部会の開催、障害者虐待対応研修の実施、緊急一時保護施設等の活用

(4) 権利擁護の推進

- 知的障害者や精神障害者など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談、区民成年後見人の養成を進めます。また、法人後見活動の取組みを推進するなど、利用者のニーズにあった支援に取り組みます。

主な事業展開：成年後見制度の利用促進・支援、地域福祉権利擁護事業の利用促進



コラム 成年後見制度について

精神障害や知的障害などで判断能力が不十分である方が地域で生活をしていくために、様々な人々が支援をしています。その中で、成人である本人のために契約の締結や預貯金の管理などを本人を代理して行う成年後見人の働きが注目されています。

成年後見制度には、①判断能力が十分なうちに本人が信頼できる人を選んで、将来判断能力が不十分になった時に成年後見人となってもらう契約をする「任意後見制度」と、②既に判断能力が不十分な状態にある方に、親族などの申立てによって裁判所が成年後見人を選任する「法定後見制度」があります。

成年後見制度は、介護保険制度のスタートと同時の平成12年に民法に規定されて始まりました。これは、判断能力が不十分な方が福祉サービスを利用する際には、本人に代わって契約を行う者がどうしても必要になるためです。身寄りがいないなどで裁判所への申立てに親族の協力が得られない方には、成年後見を受けることを保障するため、老人福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法によって、市町村長にも申立ての権限が付与されています。

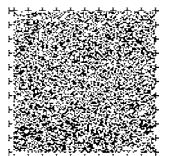
制度の発足以来、市町村、裁判所、公証人役場、弁護士会等の専門職団体やNPOなど多くの関係機関・団体が制度の普及に努めており、平成25年末の利用者は全国で17万6,564人となりました。

区は、世田谷区社会福祉協議会に委託して「成年後見センター」（電話03-5429-2211）を常設して、区民の皆様からのご相談にお答えするとともに、申立て手続きの説明会を開催するなど利用支援に力を注いでいます。

また、区では、区民相互の地域での支えあいを進める考え方から、平成18年より区民成年後見人養成研修を実施し、一般区民の方にも社会貢献として成年後見人を担っていただく取組みを進めています。これまでに96名の方がこの研修を修了し、社会福祉協議会と協働して成年後見に活躍されています。

成年後見人になるには特別の資格は必要ありませんが、裁判所は申立者の希望も参考にしながら、本人のために誠実に職務を行う人を選任します。親族のほかでは、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉の専門家の選任が多くなっています。

また、後見人は必ずしも自然人に限られず、社会福祉協議会などの法人も後見人になることができます。法人が後見を行うメリットとして、長期間の支援が必要となるケースや個人では対処に限界があるようなケースにも対応しやすいことが挙げられていますが、一方で、担当者が交替するなど本人との信頼関係を構築しにくい、意思決定に時間がかかるなどのデメリットもあると言われています。



コラム 障害理解の促進について

社会参加を考えたとき、障害者はあくまで障害者の施設の中だけで活動していることが、どうしても多くなっていると思います。ノーマライゼーションプランの素案では、「地域住民との交流を促進する」という方向性が示されています。これは大変すばらしいことだと思うのですが、「理解をしてもらう」ということで言うと、まだまだ関わりが浅い、薄いといった感じがします。

ライフステージに応じた社会参加の機会を増やすために、いろいろな形で障害者と、いわゆる健常者と言われる方がともに過ごす居場所を増やしていくことを進めていければいいと思います。「インクルーシブ」は教育だけでなく、社会そのもので実現していくものだと思うので、そういった居場所をもっと広げて、当たり前のように皆さんのそばに存在するような状況にできたらいいな、ということ、希望として持っています。

(生きづらさを抱えた若者支援との連携事業：自己認知促進プログラム「みつけば！」
ピアサポーター 山本 純一郎氏)

障害のあるお子さんと共に学び、放課後の地域活動等でもふれあうことなどを通して、子どものうちに障害に対する理解を育んでいくことは、とても大事だと思います。今、学校でも色々な取り組みをしています。子どもたちへの理解を促すと同時に、学校の先生への啓発活動も大切です。大学の教員養成課程でも、障害理解についての授業があります。

学校教育において、障害理解を進めていく、ノーマライゼーションを進めていくことに取り組んでいただければと思っています。

(明治学院大学心理学部教授 世田谷区障害者施策推進協議会副会長 金子 健氏)



～ 平成26年10月3日 シンポジウム「みんなで考える これからのせたがやノーマライゼーション」での発言より ～

